

修 繕 契 約 書

宮崎県（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、えびの高原荘浄化槽ルーツブロワー及び流調槽フロートスイッチ修繕業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、えびの高原荘浄化槽ルーツブロワー及び流調槽フロートスイッチ修繕業務（以下「修繕業務」という。）を乙に依頼し、乙は、これを実施するものとする。

（修繕期間）

第2条 修繕業務の期間（以下「修繕期間」という。）は、契約の日から令和7年3月31日までとする。

（修繕料）

第3条 修繕業務の経費（以下「修繕料」という。）は、金 円（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約の締結と同時に、契約保証金として金 円を甲に納付しなければならない。（契約保証金は、免除とする。）

2 甲は、乙がこの契約により生ずる義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

（修繕業務の処理方法）

第5条 乙は、修繕業務を甲が別に定める仕様書及び甲の指示に従って処理しなければならない。

（成果品等の提出）

第6条 乙は、修繕業務を完了したときは、直ちに修繕内容がわかる書面及び写真（以下「成果品等」という。）を甲に提出しなければならない。

2 甲は、成果品等を受理したときは、その内容を検査し、合格又は不合格の旨を乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の規定による不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前2項の規定は、この項の規定による補正について準用する。

4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（修繕料の請求及び支払）

第7条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に修繕費の支払請求書

を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に修繕料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に修繕料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（契約の解除）

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が修繕期間内に修繕業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が次のアからオまでのいずれかに該当することが明らかになったとき。

ア 役員等（乙が法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（損害賠償）

第9条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、修繕業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠

償しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、修繕業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、修繕期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

(費用の負担)

第11条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(協議等)

第12条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 宮 崎 県

宮崎県知事 河野 俊嗣

乙 (住所)

(会社名)

(代表者職氏名)